

「トライオートインターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更
(平成26年6月23日)

現 行			変 更 後		
(前 文) (省 略)			(前 文) (現行どおり)		
(枠 内) (省 略)			(枠 内) (現行どおり)		
I～IV (省 略)			I～IV (現行どおり)		
V (省 略)			V (現行どおり)		
カバー先の照合	業務内容	監督当局	カバー先の照合	業務内容	監督当局
カンター・フィッツ ジェラルド・ヨーロ ツパ	証券業	英金融行為機構お よび英健全性規制 機構	オーストラリア・アン ド・ニュージーラン ド・バンキング・グル ープ・リミテッド	銀行業	オーストラリア 健全性規制庁
(本 文)			(本 文)		
1. ～2. (省 略)			1. ～2. (現行どおり)		
3. 取引の注文			3. 取引の注文		
(1)～(3) (省 略)			(1)～(3) (現行どおり)		
(4) (省 略)			(4) (現行どおり)		
① 成行注文			①成行注文		
<p>価格を指定せずに数量のみを指定し、即時に取引を成立させる注文です。<u>当社サーバーがおお客様の注文を受付けたときの次の価格（ネクストレート）で約定します。そのため、発注時の表示価格と乖離した価格で注文が約定する場合があります。ただし、カバー先から価格が配信されなかったり、システム障害でネクストレートが取得できない場合など、注文を受付けてから1分経過しても注文が成立しない場合は、不成立となります。</u></p>			<p>価格を指定せずに数量と売買のみを指定し、即時に取引を成立させる注文です。<u>取引システムがおお客様の注文の約定処理を行う時点の価格で約定します。また、レートの変動が大きい時には、発注時の表示価格と乖離した価格で注文が約定する場合があります。</u></p>		
(以下省略)			(以下現行どおり)		
平成26年4月28日			平成26年6月23日		